

Client Alert

2020年11月号 (Vol.83)

1. はじめに
2. 知的財産法①：総務省「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」(第7版)の公表
3. 知的財産法②：ゲームキャラクターのモデルにされたことによるパブリシティ権侵害の主張を否定した裁判例(アメリカ合衆国)
4. 競争法/独禁法：日本・米国・欧州におけるデジタル市場における競争保護
5. エネルギー・インフラ：2018年12月の未稼働措置に関するフォローアップ等
6. 労働法：同一労働同一賃金に関する実務対応について
7. 会社法：ISS、2021年版議決権行使助言方針(ポリシー)案を公表
8. 危機管理：「ビジネスと人権」に関する行動計画の策定
9. 一般民事・債権管理：サブリース事業適正化ガイドライン策定
10. M&A：経済産業省、自社株対価 M&A の課税繰延措置を要望
11. ファイナンス・ディスクロージャー：東京証券取引所による「資本市場を通じた資金供給機能向上のための上場制度の見直しに係る有価証券上場規程等の一部改正について」の公表
12. 税務：国税庁による申告・納税の取扱いに関するFAQの公開・更新(3)
13. 中国・アジア(インドネシア)：【速報】オムニバス法の施行
14. 新興国(アフリカ)：ナイジェリアにおける30年ぶりの会社法改正
15. 国際訴訟・仲裁：ICCが2021年1月施行予定の仲裁規則を公表

1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert 2020年11月号(Vol.83)を作成いたしました。実務における一助となれば幸いです。

2. 知的財産法①：総務省「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」(第7版)の公表

総務省は、2020年9月30日、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」(第7版、「本ガイドライン」)を公表しました。本ガイドラインは、放送コンテンツの製作取引に関して、下請代金支払遅延等防止法(「下請法」)の改正により「情報成果物作成委託」に係る取引が規制対象に追加されたことを踏まえて策定されたものであり、随時改訂がなされてきました。2019年11月以降、総務省が公正取引委員会及び中小企業庁と連携して実施している調査を通じて、著作権の帰属について放送事業者と

Client Alert

番組製作会社との間で認識の差が存在すること、番組製作会社間の下請取引についても適正化の課題が存在すること及び放送事業者によって下請法の対象となる取引（情報成果物作成委託）の範囲に関する理解等にばらつきがあることが明らかとなったこと等から、今回の改訂に至ったものです。

主な改訂内容としては、以下の3点が挙げられます。

① 業務委託内容別の著作権の帰属等に関する明確化

著作権の帰属等について、発注・契約締結の段階から発注者と受注者の間で認識の相違が生じないようにすることを目的とした、一般的・概括的な整理表等により明確化がなされています。

② 製作会社間の取引適正化

本ガイドラインの対象となるのは、放送事業者だけではなく、発注者となる番組製作会社も含まれる旨を追記するとともに、製作会社間の取引において問題となり得る事例を追加しています。

③ 下請法の解釈明確化

下請法の対象となる取引の範囲や下請法3条書面への記載内容を明確化する記載を追加しています。

本ガイドラインは、放送事業者及び放送コンテンツの製作に関わる番組製作会社を対象とするものであり、放送コンテンツの製作に関与する企業としてはその内容に留意することが必要となります。

<参考資料>

放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン（第7版）

https://www.soumu.go.jp/main_content/000708888.pdf

パートナー 岡田 淳

☎ 03-5220-1821

✉ tsushi.okada@mhm-global.com

カウンセラー 佐々木 奏

☎ 03-6266-8510

✉ susumu.sasaki@mhm-global.com

3. 知的財産法②：ゲームキャラクターのモデルにされたことによるパブリシティ権侵害の主張を否定した裁判例（アメリカ合衆国）

元アメリカンフットボール選手・プロレスラー等として活動していた原告 Lenwood Hamilton が、自身の肖像を、ゲームシリーズ *Gears of War* に登場するキャラクター「Augustus Cole」に流用されたとして、ゲームパブリッシャーである Microsoft Inc.等をパブリシティ権侵害に基づき訴えていた事件の控訴審で、2020年9月17日、合衆国第3巡回区控訴裁判所が、パブリシティ権侵害を否定する判断を出しました。本件は事

Client Alert

例判断ではありませんが、採用されている Transformative Use Test が、これまでに複数の下級審裁判所で採用されている、この種の事件において有力なものであること、及び同テストの文言は多分に抽象的であり、具体的な適用例の分析が重要であることから、本レターにてご紹介させていただきます。

裁判では、合衆国憲法修正 1 条が定める表現の自由により被告ゲームの表現が保護されるか否かが争点となり、一審（ペンシルバニア東部地区連邦地方裁判所）は、表現の自由による保護を認める、被告勝訴の Summary Judgement を出していました。

控訴審も一審と同様、「原告の肖像を含んだ被告の表現が、専ら被告自身の表現となったといえるほど変容した（“transformed”）のであれば、表現の自由により保護される」という、Transformative Use Test を採用しました。その上で、Augustus Cole が、容貌、声、以前は架空のスポーツ（アメリカンフットボールに類似）の選手だったこと等、原告と類似する特徴・設定を有していることは認めつつも、Augustus Cole が、①架空の世界で異種族と闘う兵士という、原告とは異なる設定のキャラクターであること、② Augustus Cole は好戦的な性格であり、原告自ら、自身とは正反対の人格であると認めていること等から、被告ゲームの表現は十分に変容的であり、専ら被告自身の表現といえるため、表現の自由により保護されるとして、一審の Summary Judgement を支持しました。

ゲームによるパブリシティ権侵害が問題となった事案で Transformative Use Test を採用した裁判例は、他にも、*Kirby v. Sega of America, Inc.* 事件（2006 年、カリフォルニア州控訴裁判所 侵害否定）、*No Doubt v. Activision Publishing, Inc.* 事件（2011 年、カリフォルニア州控訴裁判所 侵害肯定）、*Hart v. Elec. Arts, Inc.* 事件（2013 年、合衆国第 3 巡回区控訴裁判所 侵害肯定）、*Keller v. Electronic Arts Inc.* 事件（2013 年、合衆国第 9 巡回区控訴裁判所 侵害肯定）等があります。当該テストの下では、本件のように、原告の肖像と、ゲーム内の表現との間にどの程度の差異があるか（原告の容貌・人格・実際の活動等をそのまま使っているだけか、それともゲーム独自の特徴や設定を有しているのか等）が具体的に検討されます。そのため、ゲームパブリッシャーがゲーム内において、著名人等をモデルにしたキャラクターを登場させる際には、当該モデルには無い特徴や設定を豊富に加えることが望ましいと考えられます。

<参考資料>

一審判決（末尾に原告の写真及び Augustus Cole のビジュアル掲載）

<http://www.paed.uscourts.gov/documents/opinions/19D0657P.pdf>

控訴審

<https://cases.justia.com/federal/appellate-courts/ca3/19-3495/19-3495-2020-09-17.pdf?ts=1600362012>

パートナー 岡田 淳

☎ 03-5220-1821

✉ atsushi.okada@mhm-global.com

アソシエイト 呂 佳毅

☎ 03-6266-8995

✉ kaei.ro@mhm-global.com

Client Alert

4. 競争法／独禁法：日本・米国・欧州におけるデジタル市場における競争保護

米国の連邦議会下院の司法委員会（反トラスト法、商法及び行政法に関する小委員会）は、2020年10月6日、16ヶ月以上にわたり行っていたデジタル市場における競争の状況の調査結果報告書（Investigation of Competition in the Digital Marketplace）¹を公表しました。同報告書は、デジタル市場における大規模プラットフォーマーの現状と関連市場における競争状況を詳細に分析した上で、デジタル市場における競争保護の方策として、以下のような事項を提言しています。

- ① **デジタル市場における競争の回復**：一定の市場支配的な大規模プラットフォーマーがプラットフォームに依存する又は相互運用する事業分野での事業を行うことの禁止と、そのためのプラットフォーマーの構造的分割、大規模プラットフォーマーの関連市場における（プラットフォームのアルゴリズム等を利用した）自己優遇（self-preferencing）の禁止、競合するネットワークとの間の相互運用性及びデータポータビリティの確保等
- ② **競争法の強化**：企業結合規制であるクレイトン法7条の強化（スタートアップ等発生期の競争者の保護（いわゆるキラー・アキュイジション規制）や垂直的企業結合規制の強化を含む。）、私的独占を規制するシャーマン法2条の強化（市場支配的地位の濫用の規制、市場支配的地位をてこにした他の市場での当該地位の利用（monopoly leverage）や略奪的価格設定等の制限の明確化を含む。）等
- ③ **競争法の執行の強化**：権限拡大・予算拡充による競争当局の強化、競争当局の透明性や説明責任の増進、紛争時に仲裁を義務付ける契約条項の排除等による民事訴訟の強化・促進等

デジタル市場における競争保護に関しては、米国に限らず、日本や欧州を含む世界各国で活発な議論がされているところです。

日本においては、内閣官房長官を本部長とするデジタル市場競争本部の下で、デジタル市場に関する重要事項の調査審議等を行うデジタル市場競争会議が2019年9月から開催されており、同会議は、2020年6月に「デジタル市場競争に係る中期展望レポート（案）」²を公表しました。同レポートは、大規模プラットフォーマーがデジタル市場において支配的な地位や取引相手との関係における優越的地位に立ちやすくなる可能性等の問題点に言及の上、デジタル市場における競争維持のために整備した①企業結合ガイドライン（[Client Alert 2020年1月号（Vol.73）](#)）の活用や②特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（[Client Alert 2020年6月号（Vol.78）](#)）等の実効性を確保する執行体制の整備等を今後の重要な課題として挙げています。

また、公取委も、2019年1月から「デジタル・プラットフォーマーの取引慣行等に関する実態調査」を開始しており、2020年4月にはその一環として行ったデジタル広

¹ https://judiciary.house.gov/uploadedfiles/competition_in_digital_markets.pdf

² <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/digitalmarket/kyosokaigi/dai4/siryou3.pdf>

Client Alert

告分野についての実態調査の報告³を公表しています。2020年9月に公取委委員長に就任した古谷一之委員長も、就任に当たって、デジタル・プラットフォームの分野について実態把握を引き続き実施していくほか、プラットフォーム事業者による反競争的な行為に対しては厳正に対処する意向である旨の発言を行っています。

一方、欧州でも、デジタル市場における競争保護に関し検討が行われており、欧州委員会は、デジタルサービス提供事業者を規制対象とするデジタルサービス法（Digital Services Act）制定のための準備を進めているところ、同法の案は、2020年末に公表される見込みとなっています。同法には、新規参入事業者や小規模な事業者が大規模プラットフォームとも公正に競争できる環境を整備するための規制等が盛り込まれると予想されています。また、欧州委員会は、2020年6月から9月にかけて、構造的な競争上の問題に対処するために、委員会が詳細な市場調査や問題解消措置を行えるようにする「new competition tool」導入についてのパブリックコンサルテーションを行っており、これも大規模プラットフォームに関連する問題への対処を見据えた動きと見られています。

デジタル・プラットフォームの発展とともに、市場支配的地位を有するプラットフォームを競争法により規制することの是非や、プラットフォームの規模拡大によって生じる問題を既存の競争法の枠組みで適切に処理できるのか等について各国で議論されてきましたが、上記のとおり、世界の各地域で、デジタル市場における競争の保護を目的とした施策がいよいよ具体化されつつあります。デジタル・プラットフォームを運営する事業者はもちろん、その利用者である事業者にとっても重要な動きといえますので、引き続き注視する必要があります。

パートナー 宇都宮 秀樹

☎ 03-5223-7784

✉ hideki.utsunomiya@mhm-global.com

アソシエイト 竹腰 沙織

☎ 03-6266-8903

✉ saori.takekoshi@mhm-global.com

アソシエイト 後潟 伸吾

☎ 092-739-8144(福岡)

✉ shingo.ushirogata@mhm-global.com

5. エネルギー・インフラ：2018年12月の未稼働措置に関するフォローアップ等

2020年10月26日、再生可能エネルギー大量導入・次世代ネットワーク小委員会及び再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会の合同会議（「合同会議」）が開催され、FIT制度における太陽光発電に関する国民負担抑制への取組みの1つとして、以下の2つの新たな対応を実施することが事務局より提案されました。

³ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/apr/200428_1.html

Client Alert

1. 未稼働措置フォローアップ

2018年12月に公表され、以降導入された未稼働措置（調達価格等告示2条13項～16項）では、所定の期限までに所定の要件を満たす系統連系工事着工申込の（電力会社による）受領を達成できなかった案件につき調達価格を減額することとされているところ、かかる着工申込の要件の充足状況に関しては、「情報の提供を受けた経済産業省が、電力会社による受領確認作業と並行して又は受領後も継続的に、自治体等を通じて確認を行う」⁴と説明されてきました。合同会議では、こうした制度の建付けを前提に、かかる未稼働措置の対象案件のうち、①2MW以上、②調達価格維持のための着工申込受領期限を過ぎている2012年～2015年認定、③当該期限までに着工申込が受領されている、すべてに該当する案件に対し、着工申込みの提出時点で林地開発許可の取得等の要件が満たされていたかの公的な確認作業を実施することが提案されました。

2. 太陽光パネルの無断増設等への対応

現行FIT法では、一定の事後的な過積載（太陽電池の合計出力の増加）や蓄電池の増設が調達価格減額事由と位置付けられているところ、合同会議では、「認定情報と異なるパネル枚数（無断増設）や蓄電池増設を無断で行って発電している疑義のある案件が依然として後を絶たない」との認識の下、「設備利用率が極めて高い案件（無断増設疑義のある案件）については、必要に応じて報告徴収等を実施し、認定情報と異なるパネル枚数等で発電していることが認められた場合、認定情報に沿った発電を促すか、変更認定申請を促し、実態に沿った発電計画の下での発電を求めていく」との対応方針が示されました。

特に2については、近時、パネル出力の増加に関する変更手続が行われていなかったことについての事後的な指摘を受ける案件が少なからず見受けられており、セカンダリー取引等において特に留意が必要と考えられます。

パートナー 小林 卓泰

☎ 03-5223-7768

✉ takahiro.kobayashi@mhm-global.com

アソシエイト 山路 諒

☎ 03-6213-8126

✉ ryo.yamaji@mhm-global.com

⁴ https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/faq_20181221.pdf におけるQA3-6。

Client Alert

6. 労働法：同一労働同一賃金に関する実務対応について

2020年10月、最高裁は、無期契約社員と有期契約社員との待遇差（同一労働同一賃金）に関する5つの判決を下しました。その概要は下表のとおりです。

判決日	待遇	判決内容 (待遇差が不合理か)
2020年10月13日 (13日最判①)	賞与	不合理ではない
	私傷病による欠勤中の賃金	不合理ではない
2020年10月13日 (13日最判②)	退職金	不合理ではない
2020年10月15日 (15日最判①)	夏季休暇及び冬期休暇	不合理である
2020年10月15日 (15日最判②)	年末年始勤務手当	不合理である
	病気休暇	不合理である
2020年10月15日 (15日最判③)	年末年始勤務手当	不合理である
	祝日給	不合理である
	扶養手当	不合理である

そもそも、同一賃金同一労働には、同一の事業主に雇用される通常の労働者と短時間・有期雇用労働者との間の不合理と認められる待遇の相違及び差別的取扱いの解消並びに派遣先に雇用される通常の労働者と派遣労働者との間の不合理と認められる待遇の相違及び差別的取扱いを解消する目的があるとされています。

上表の判決は、いずれも正社員（無期雇用フルタイム労働者）と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）との間で、待遇差が存在する場合に、いかなる待遇差が不合理なものであり、いかなる待遇差は不合理なものでないのか、原則となる考え方を示す同一労働同一賃金ガイドライン⁵との整合性のあるものであり、当該待遇の性質やその目的を踏まえ、諸事情を考慮することにより、当該待遇差が不合理と評価することができるものであるかを検討しています。

13日最判①では、賞与について「労務の対価の後払いや一律の功労報償の趣旨」、また、13日最判②では、退職金について「職務遂行能力や責任の程度等を踏まえた労務の対価の後払いや継続的な勤務等に対する功労報償等の複合的な性質」を認める等して、その待遇差が不合理でない旨判示しております。

一方、15日最判①では、夏季休暇及び冬期休暇について「年次有給休暇や病気休暇等とは別に、労働から離れる機会を与えることにより、心身の回復を図るという目的」、15日最判②では、病気休暇について「その生活保障を図り、私傷病の療養に専念させることを通じて、その継続的な雇用を確保するという目的」、また、15日最判③では、扶養手当について「その生活保障や福利厚生を図り、扶養親族のある者の生活設計等を

⁵ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190591.html>

Client Alert

容易にさせることを通じて、その継続的な雇用を確保するという目的」を認める等して、その待遇差が不合理である旨判示しております。

上表の判決は、同一労働同一賃金ガイドラインとともに、今後の企業における正社員と非正規雇用労働者の待遇差を検討する際に参考にすべきものと考えられます。

パートナー 荒井 太一

☎ 03-5220-1853

✉ taichi.arai@mhm-global.com

アソシエイト 澤 和樹

☎ 03-6212-8387

✉ kazuki.sawa@mhm-global.com

7. 会社法：ISS、2021年版議決権行使助言方針（ポリシー）案を公表

米国の議決権行使助言会社である、Institutional Shareholder Services Inc.（「ISS」）は、2020年10月14日、日本向けの2021年版議決権行使助言方針案（「2021年版ポリシー案」）を公表しました。2021年版ポリシー案では、①監査役設置会社において2名以上かつ全体の3分の1以上の社外取締役（ISSの独立性基準を満たすか否かを問いません。）をおくことを求め、この基準を満たさない場合、経営トップである取締役の選任議案に対して、反対推奨を行うこととしています。また、②過度な政策保有株式を保有する場合（有価証券報告書上の「保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式」の貸借対照表計上額が、純資産の20%以上の場合）に、経営トップである取締役の選任議案に対して、反対推奨を行うこととしています（但し、②については、企業再編等により新たに就任したばかりの経営トップ等、例外的な状況においては、反対推奨しない事も検討される旨明示されています。）。

①について、ISSは、従来より、監査役設置会社について2名以上の社外取締役の選任を求めていましたが、さらに厳しい要件を加えたものです。なお、ISSは、従来から監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社に対しては、社外取締役（ISSの独立性基準を満たすか否かを問いません。）が全体の3分の1以上であることを求めており、また昨年より、親会社や支配株主を有する企業について、ISSの独立性基準を満たす社外取締役が全体の3分の1以上であることを求めています。

2021年版ポリシー案によれば、ポリシー案が採用された場合でも2022年2月以降に開催される株主総会から適用され、1年の猶予期間が設けられています。もっとも、②について、政策保有株式の情報が掲載される有価証券報告書は、通常前年度の定時株主総会の前後に提出されることから、各社は2022年2月以降の株主総会に向けて、早期に対応を開始する必要があります。上記①②はいずれも、相応に高いレベルのガバナンスを求める内容ですが、例えば、現在検討が進んでいる東証の新市場区分に関しては、上場維持基準等に定める流通株式から政策保有株式が除外される可能性がある旨示唆

Client Alert

され、より高いガバナンス水準が求められるプライム市場（仮称）の設置が検討されると同時に、2021年には、コーポレートガバナンス・コードの改定も予定される等、時を同じくして国内でもガバナンス強化の動きが見られます。各社は、これらの動きも踏まえて、自社の取締役会構成や政策保有株式の保有状況について再考するとともに、株主総会の議案の内容等を検討していくことが求められます。

<参考資料>

ISS : 「Proposed ISS Benchmark Policy Changes for 2021」(2020年10月14日)

<https://www.issgovernance.com/file/policy/proposed-benchmark-policy-changes-2021.pdf>

ISS : 「2021年版ISS議決権行使助言方針（ポリシー）改定に関するコメント募集」(2020年10月14日)

<https://www.issgovernance.com/file/policy/proposed-benchmark-policy-changes-2021-Japanese.pdf>

パートナー 石井 裕介

☎ 03-5223-7737

✉ yusuke.ishii@mhm-global.com

アソシエイト 香川 絢奈

☎ 03-5220-1847

✉ ayana.kagawa@mhm-global.com

8. 危機管理 : 「ビジネスと人権」に関する行動計画の策定

外務省は、2020年10月16日、「『ビジネスと人権』に関する行動計画(2020-2025)」(「行動計画」)を公表しました。これは、国連人権理事会が2011年3月に採択した「ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合『保護、尊重及び救済』枠組実施のために」に基づき、各国で策定が進められている国別行動計画であり、ビジネスと人権に関する社会的要請の高まりを受け、日本でも策定がなされたものです。

行動計画において、その策定・実施の目的は、①国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進、②「ビジネスと人権」関連政策に係る一貫性の確保、③日本企業の国際的な競争力及び持続可能性の確保・向上、④SDGsの達成への貢献とされています。

また、行動計画の基本的な考え方として、(1)政府、政府関連機関及び地方公共団体等の「ビジネスと人権」に関する理解促進と意識向上、(2)企業の「ビジネスと人権」に関する理解促進と意識向上、(3)社会全体の人権に関する理解促進と意識向上、(4)サプライチェーンにおける人権尊重を促進する仕組みの整備、(5)救済メカニズムの整備及び改善を掲げられています。

その上で、行動計画では、第2章において、政府による取組として、(1)横断的事項、(2)人権を保護する国家の義務に関する取組、(3)人権を尊重する企業の責任を促すため

Client Alert

の取組、(4)救済へのアクセスに関する取組、(5)その他の取組について、今後行っていく具体的な措置が示されています。

企業に関する事項については、第3章において、企業に対して、(i)人権方針の策定、(ii)人権デュー・デリジェンスの実施、(iii)救済メカニズムの構築等を「期待する」として期待を表明するに留まっています。

もっとも、企業側としては、昨今のビジネスと人権に関する関心・社会的要請の高まりを踏まえれば、率先して上記の事項その他のビジネスと人権に関する取組を進めていくことが重要になると考えられます。

パートナー 藤津 康彦

☎ 03-6212-8326

✉ yasuhiko.fujitsu@mhm-global.com

アソシエイト 村田 昇洋

☎ 03-6266-8558

✉ shoyo.murata@mhm-global.com

9. 一般民事・債権管理：サブリース事業適正化ガイドライン策定

2020年10月、「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律」（「サブリース新法」）に関し、「サブリース事業に係る適正な業務のためのガイドライン」（「サブリース事業適正化ガイドライン」）が策定されました。

単身世帯の増加等を背景に、生活の基盤として賃貸住宅の重要性が一層増大する一方、オーナーの高齢化等により、管理業者に賃貸住宅の管理を委託するケースが増えています。しかし、賃貸住宅管理業務の実施を巡っては、管理業者とオーナー・入居者との間のトラブルや、サブリース業者について家賃保証等の契約条件を巡るトラブルも生じており、サブリース新法は、こうした状況に対応するため、2020年6月に公布されたものです。サブリース新法は、サブリース業者と所有者との間の賃貸借の適正化に係る措置（2020年12月15日施行）、及び賃貸住宅管理業に係る登録制度（2021年6月18日施行）の創設を主な内容としています。

今般のサブリース事業適正化ガイドラインは、このうち前者のサブリース業者と所有者との間の賃貸借の適正化に係る措置に関するものです。サブリース新法では、(1)すべてのサブリース業者に対し、勧誘時における、故意に事実を告げず（誇大広告）、又は不実を告げる等の不当な行為（不当勧誘）の禁止や、サブリース業者と所有者との間の賃貸借契約の締結前の重要事項説明等の義務付けがされ、(2)また、サブリース業者と組んでサブリースによる賃貸住宅経営の勧誘を行う者（勧誘者）についても、契約の適正化のための規制の対象とすることとされています。今般のサブリース事業適正化ガイドラインは、サブリース事業に係る規制の実効性を確保し、サブリース業者等とオーナーとのトラブルを防止するため、上記の各規制の対象や規制違反となる具体的事例を明確化する等して、業務を適正に行うために最低限求められる水準を明示しながら、規定の内容を関係者に分かりやすく示すことを目的とするものです。

Client Alert

具体的には、例えば、上記(1)に関しては、誇大広告の例として、「家賃保証」「空室保証」等の文言に隣接する箇所に、定期的な家賃の見直しがある場合にその旨及び借地借家法 32 条の規定により減額されることがあることが表示されていないケースが挙げられ、不当勧誘の例として、家賃減額リスクや、契約期間中のサブリース業者からの契約解除の可能性、借地借家法 28 条の規定によりオーナーからの解約には正当事由が必要であることについて伝えず、サブリース事業のメリットのみを伝えるケースが挙げられています。また、上記(2)に関しても、賃貸住宅の建設請負や土地等の売買の際にマスターリース契約の締結を勧める建設業者や不動産業者、特定のサブリース業者から勧誘の依頼を受けたオーナーが、サブリース業者と並んで上記(1)の規制の対象となる「勧誘者」に該当することが明確化されています。

今後、サブリース事業の各関係者は、サブリース新法及びサブリース事業適正化ガイドラインも踏まえながら、適正に広告・営業活動その他の業務を行うことが必要となります。

パートナー 横田 真一朗
☎ 03-6212-8365
✉ shinichiro.yokota@mhm-global.com
アソシエイト 片山 和紀
☎ 03-5220-1848
✉ kazuki.katayama@mhm-global.com

10. M&A：経済産業省、自社株対価 M&A の課税繰延措置を要望

経済産業省は、令和 3 年度税制改正要望の一環として、自社株式等を対価とする株式取得（例えば、自社株対価の公開買付け等）による買収に応じた被買収会社株主について、株式譲渡益・譲渡所得課税を繰り延べる措置を講じ、この際、事前認定を不要とする等、実効的かつ恒久的な制度とすることを財務省に対して要望しました。

2019 年 12 月に成立し、2021 年春に施行予定の改正会社法では、自社株式等を対価とする M&A について、新たに「株式交付制度」が創設されました。これにより、M&A スキームの選択肢が広がり、日本企業による機動的な事業再構築が促進されることが期待されています。もっとも、株式交付制度の下では、被買収会社の株主に対して、株式譲渡益・譲渡所得の課税が生じることが想定されており、現行法上かかる株主への課税を回避するには、産業競争力強化法上の特別事業再編計画の認定（同法 25 条。但し、課税繰延べは 2021 年 3 月 31 日までの時限措置）を受ける必要があります。自社株対価 M&A を行う際に株主課税が生じると、被買収会社株主は、買収会社の自社株式等の交付を受けるのみで金銭を受領しないにもかかわらず、株式譲渡益・譲渡所得課税を負担することになるという問題があります。

そこで、経済産業省は、令和 3 年度税制改正要望において、事前認定及び期間の定めのない、自社株対価 M&A の株式譲渡益・譲渡所得課税の繰延措置を要望しました。こ

Client Alert

の要望どおりに税制が改正された場合、自社株式等を対価とする株式取得の活用が進むことが期待されます。M&A の実務に与える影響は非常に大きいと思われるため、今後の動向に注目する必要があります。

パートナー 大石 篤史
☎ 03-5223-7767
✉ atsushi.oishi@mhm-global.com
アソシエイト 芝村 佳奈
☎ 03-5220-1883
✉ kana.shibamura@mhm-global.com

11. ファイナンス・ディスクロージャー：東京証券取引所による「資本市場を通じた資金供給機能向上のための上場制度の見直しに係る有価証券上場規程等の一部改正について」の公表

東京証券取引所は、2020年10月21日、11月1日から施行予定の有価証券上場規程等の一部改正を公表しました。新型コロナウイルス感染症の拡大が、企業活動・企業業績に多大な影響を与える中、我が国経済の早期回復及び持続的成長に向けて、市場の健全性を強化しつつ、資本供給機能の向上を図ることが喫緊の課題となっています。本改正は、2022年4月に予定されている市場区分の再編に係る第一次制度改正事項として、新規上場基準等の見直しを行い、赤字を計上している企業を含めた新規上場の円滑化や上場後の中長期的な企業価値向上を促進するための環境整備を図るほか、財務状況に不安を抱える上場会社の資本政策・経営戦略の柔軟性を高める観点から、債務超過に係る上場廃止基準を見直す等の対応を行うものです。

新規上場基準等については、市場区分ごとに形式基準を中心に改正が行われます。具体的には、市場第一部については、中長期的な企業価値向上の促進を目的として、一部指定・市場変更に係る流動性基準の共通化（時価総額250億円、流通株式時価総額100億円、株主数800人等）及び赤字上場の緩和（赤字企業であっても、売上高100億円以上かつ時価総額1,000億円以上であれば、上場審査において短期的な業績動向によらず、実質的な収益基盤や開示状況を確認）が行われます。マザーズについては、新規上場の裾野拡大を目的として、流動性基準の緩和（株主数200人→150人、流通株式数2,000株→1,000株、時価総額基準は廃止）が、本則市場（市場第二部）及びJASDAQスタンダードについては、新規上場の予見可能性の向上を目的として、両市場で異なっていた新規上場基準等の統一（本則市場（市場第二部）については、流動性基準等の緩和）が行われます。

上場廃止基準等については、資本政策・経営戦略の柔軟性の向上を目的として、債務超過基準の見直しが行われます。具体的には、①投資者による相応の市場評価（時価総額1,000億円以上の場合）や②確実な債務超過の解消見込み（法的整理・私的整理、地

Client Alert

域経済活性化支援機構の再生支援により債務超過解消を計画する場合)が認められる場合には、上場廃止又は指定替えの対象外となります。

上記の改正は、新市場区分への移行に向けた第1段階であり、11月1日以降に新規上場・一部指定等を申請する会社に適用されます。今後は、年内をめどに新市場区分の上場基準の詳細や既上場会社の移行プロセスの詳細が公表され、意見募集手続が実施されるほか、2021年春以降にコーポレートガバナンス・コードの改訂（プライム市場の上場会社を念頭に、より高い水準が示される想定）が行われる予定であり、新市場区分の詳細を含めた制度の内容が注目されます。

パートナー 鈴木 克昌

☎ 03-6212-8327

✉ katsumasa.suzuki@mhm-global.com

アソシエイト 田村 哲也

☎ 03-6213-8114

✉ tetsuya.tamura@mhm-global.com

12. 税務: 国税庁による申告・納税の取扱いに関するFAQの公開・更新(3)

当事務所の [Client Alert 2020年4月号 \(Vol.76\)](#) 及び [Client Alert 2020年6月号 \(Vol.78\)](#) で紹介したとおり、国税庁は、「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税等の当面の税務上の取扱いに関するFAQ」(「税務取扱FAQ」)を公開・更新しておりますが、10月23日付で、さらにその内容が更新されています。その内容は多岐に亘りますが、例えば以下のような項目が含まれております。

①海外の関連企業から受け入れる予定の従業員を、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大に伴う行動制限を踏まえて海外において業務に従事させる場合、当該従業員については非居住者に該当し、非居住者である従業員が海外において行う勤務に基因する給与は国内源泉所得に該当しないことから、所得税の課税対象とならず、当該従業員に対して支払う給与については、源泉徴収を行う必要はない旨が明らかにされています(税務取扱FAQの5-問11-2)。

②海外の現地法人に派遣していた従業員を、派遣期間が終了した後も当分の間、帰国させることなく現地において派遣元の内国法人の業務に従事させる場合、当該従業員はあくまで一時的に海外に滞在しているのであり、引き続き国内に住所を有していると認められるため、居住者に該当し、当該従業員に対して支払う給与については、所得税を源泉徴収する必要がある旨が明らかにされています(税務取扱FAQの5-問11-3)。

③海外現地法人に出向させており非居住者に該当する従業員を、一時帰国させて日本で当該海外現地法人の業務に従事させている場合、当該従業員の給与は日本国内において行う勤務に基因する給与と認められるため、国内源泉所得として所得税の課税対象となる旨が明らかにされています。その上で、一時帰国している期間の留守宅手当については、租税条約等において定められている一般的な短期滞在者免税要件のうち、「報酬

Client Alert

を支払う雇用者等は、勤務が行われた締約国の居住者でないこと。」という要件を満たさないため、源泉徴収が必要である旨が明らかにされています。さらに、海外現地法人が当該従業員に対して支払う一時帰国している期間の給与については、国内において支払われるものではないことから源泉徴収は不要であるものの、当該従業員は当該給与について確定申告及び納税が必要である旨が明らかにされています（税務取扱 FAQ の 5-問 11-4）。

＜参考資料＞

国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税等の当面の税務上の取扱いに関する FAQ

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/faq.pdf>

パートナー 大石 篤史
☎ 03-5223-7767
✉ atsushi.oishi@mhm-global.com
アソシエイト 緒方 航
☎ 03-5220-1838
✉ ko.ogata@mhm-global.com

13. 中国・アジア（インドネシア）：【速報】オムニバス法の施行

ジョコウィ政権の目玉政策である雇用創出法（通称オムニバス法）が、2020年11月2日にジョコウィ大統領により署名され、同日付で、法律2020年11号として施行されました。

ジョコウィ大統領により最終的に署名をされたオムニバス法は、全15章、186条の条文で構成され、1,187頁にも及ぶ大部の法律となります。同法は、既存の77の法律を改正し、インドネシアの投資環境を改善し、雇用を創出することにより、インドネシア経済を活性化させることを目的としたものです。同法により、例えば、投資法、会社法、労働法、競争法、税法といった重要な法律の一部が改正されることとなります。

オムニバス法は、外国投資を促進する改正が多く含まれるため外国投資家からは長く待ち望まれていたものの、労働者に不利になるような労働法の改正等も含まれていたため、法案の審議過程・国会可決後も法案に反対する大規模なデモ活動が現地では行われています。特に、2020年10月5日に国会で法案が可決された後は、国会で可決されたとされる法案ドラフトについて複数のバージョンが非公式に回覧される等、現地では多くの混乱がみられたところ、今般ジョコウィ大統領の署名により、正式に法律として施行されるに至りました。

オムニバス法の施行に伴い今後重要な下位法令の施行・改正も予定されているため、インドネシアでは今後しばらく重要な法令改正が続くことが見込まれます。

Client Alert

パートナー 竹内 哲

☎ +65-6593-9755 (シンガポール)

✉ tetsu.takeuchi@mhm-global.com

アソシエイト 花村 大祐

☎ +65-6593-9466 (シンガポール)

✉ daisuke.hanamura@mhm-global.com

14. 新興国（アフリカ）：ナイジェリアにおける 30 年ぶりの会社法改正

ナイジェリアでは、8月7日、2020年改正会社法（Companies and Allied Matter Act, 2020）が成立・施行されました。本改正会社法は、1990年会社法（Companies and Allied Matters Act, 1990）に代わるもので、30年ぶりの改正となり、同国における企業活動及び外国からの対内直接投資のボトルネックの一つとなっていた各種コーポレート関連規制の緩和・簡素化を行い、同国における事業環境の改善に資するものとして注目されています。

本改正の対象は会社法全般に及び、改正内容は多岐に亘りますが、現地における子会社の設立・運営の簡素化という視点から特に重要なものとしては、以下の点等が挙げられます。

- 会社設立時の発起人の最低人数要件を2名から1名に変更
- 1人株主会社について定時株主総会の開催義務を免除
- 株主に対する通知方法として電子メールを認める
- 非公開会社（≒株式譲渡制限会社）について電磁的方法による株主総会の実施を認める
- 社印（Common Seal）使用義務を廃止
- 会社法上作成・記録が必要な書類の電子コピーに保存を認める
- 会社の認証が必要な書類について電子署名による認証を認める

本改正ではさらに、小規模会社（small company）については、会社秘書役の設置義務免除、会計監査の義務免除、取締役の最低人数を2名から1名に変更する等の規制緩和・簡素化が図られています。但し、小規模会社は、非公開会社のうち、売上が1億2,000万ナイラ以下、純資産6,000万ナイラ以下といった要件のほか、株主が外国人でないことが要件となっているため、日系企業の子会社はこの要件を満たさないと考えられます。

ナイジェリアは、長らく治安の問題に悩まされてはいるものの、最後の巨大市場と言われるアフリカの中でも、最大の人口（約2億人。世界でも第7位）及び経済規模（名目GDPは約4,000億ドルと南アフリカを超える。）を有し、アフリカへの進出を検討する外資企業の関心が最も大きい国の一つです。今回の会社法改正により、外資企業による子会社設立・運営が簡素化され、日本企業を含む外資企業による同国での事業展開にポジティブな影響を及ぼすものとして注目されます。

Client Alert

カウンセル 佐藤 貴哉
☎ 03-6266-8543
✉ takaya.sato@mhm-global.com

アソシエイト 渡邊 玲雄
☎ 03-6266-8567
✉ leo.watanabe@mhm-global.com

アソシエイト 西村 良
☎ 03-5293-4878
✉ makoto.nishimura@mhm-global.com

15. 国際訴訟・仲裁：ICCが2021年1月施行予定の仲裁規則を公表

国際商工会議所（ICC）は、2020年10月8日、新仲裁規則を公表しました。新仲裁規則は2020年12月に正式に決定され、2021年1月1日から適用されます。

新仲裁規則の主な改正点としては、(1)多数当事者間の複雑な紛争関係を実効的に処理するためのもの、(2)仲裁廷の独立性、公平性を確保するためのもの、(3)昨今の情勢を反映したもの等があります。

まず、(1)について、仲裁手続は、同一の仲裁合意に基づいてなされている場合には併合することができるものとされていましたが、複数の契約書から構成される多数当事者間の複雑な契約関係においては、社会的には同一の紛争であっても、形式的には別の仲裁条項が適用される場面があり、このような場合に仲裁手続を併合できるかは不明確でした。今回の改正では、このような場合が仲裁手続の併合の対象となることが明確にされました。また、仲裁手続において、当事者が途中参加するためには、既存の当事者の合意が必要とされていましたが、あらゆる状況を考慮にいたした上で、仲裁廷が途中参加を許可することができるようになりました。この改正によって、多数当事者間の複雑な紛争関係の処理がより実効的に行われることが期待されます。

また、(2)として、当事者がサードパーティーファンディングを利用している場合に、その内容を明らかにすることを求めることにしたもののや、仲裁廷が利益相反を避けるために、新たな代理人の排斥を含めたあらゆる手段をとれることとしたものがあります。これによって、仲裁廷と当事者又は実質的な利害関係者等との間の利益相反を避け、仲裁廷の独立性、公平性の確保を図ることとしています。さらに、仲裁廷は、例外的な場合には、当事者間の仲裁合意に従わないことができるものとされました。例外的な場合の例としては、主席仲裁人を一方当事者だけの意向で定められる仲裁合意等が考えられます。

(3)としては、仲裁廷がヒアリングをリモートで行うか等を裁量で決定できることとしたものがあります。現行の仲裁規則では、当事者の要求がある場合には、直接にヒアリングを行うことが要請されていましたが、コロナ禍において、手続遅延のために直接ヒアリングを求める等の事例も見られたため、その対応としてなされたものです。また、書面等についてハードコピーを提出することを原則としていたものを、例外的な場合を除いて、電子的に送付することで足りるようになりました。

Client Alert

新仲裁規則は、その他に投資仲裁に関する規定の追加や、その他の詳細の改正を行っています。

全面的な改正ではありませんが、上記のとおり、手続上重要な点に改正が加えられていますので、ICCにおける仲裁手続に携わる可能性のある関係者は内容をよく理解しておく必要があります。

パートナー 横田 真一郎
 ☎ 03-6212-8365
 ✉ shinichiro.yokota@mhm-global.com

セミナー情報

<https://www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html>

- セミナー 『[グローバルデータコンプライアンス～世界各国のデータ保護法の最新動向～（2020年10月）](https://www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html)』

視聴期間 2020年10月22日（木）～2020年11月30日（月）

講師 岡田 淳、田中 浩之、北山 昇

主催 森・濱田松本法律事務所
- セミナー 『◆Zoomセミナー◆事業リストラクチャリングに伴う法的ポイント～人員体制の再構築、不採算事業の売却・撤退、契約関係の再交渉等』

開催日時 2020年11月11日（水）9:30～12:30

講師 石田 渉

主催 株式会社金融財務研究会
- セミナー 『消費税の仕入税額控除の個別対応方式における用途区分について』

開催日時 2020年11月24日（火）13:30～15:00

講師 栗原 宏幸

主催 公益社団法人 日本租税研究協会
- セミナー 『◆Zoomセミナー◆第三者提供規制を中心とした個人データの利用規制対応の実務』

開催日時 2020年11月25日（水）13:30～16:30

講師 田中 浩之

主催 株式会社経営調査研究会

Client Alert

- セミナー 『コロナ後の M&A・再編・事業売却のプランニング～税務調査で否認されないために～』

開催日時 2020年11月26日(木) 14:00～17:00

講師 栗原 宏幸

主催 株式会社金融財務研究会
- セミナー 『【Web セミナー】コロナ禍の香港、現状と今後 ーデモに国安法、そしてコロナ。在香港日系企業の存続と撤退』

開催日時 2020年11月27日(金) 11:00～12:00

講師 宇賀神 崇

主催 株式会社オービックビジネスコンサルタント
- セミナー 『第 4388 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「ABL（債権・動産担保融資）と再生ファイナンスの実務上の留意点』』

開催日時 2020年11月27日(金) 13:30～17:00

講師 末廣 裕亮、松井 裕介

主催 株式会社 FN コミュニケーションズ
- セミナー 『◆Zoom セミナー◆クロスボーダーJV 契約とベンチャー投資契約の基礎～ポストコロナの経営戦略に対応する契約上のポイントを 2 時間で理解する～』

開催日時 2020年12月2日(水) 10:00～12:00

講師 喜多野 恭夫

主催 株式会社金融財務研究会
- セミナー 『改正金商法におけるセキュリティトークン及び STO 規制の全体像』

開催日時 2020年12月7日(月) 9:30～11:30

講師 増田 雅史

主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

文献情報

<https://www.mhmjapan.com/ja/publications/index.html>

- 本 『アジア新興国の M&A 法制 [第 3 版]』(2020 年 10 月刊)

出版社 株式会社商事法務

著者 武川 丈士、小松 岳志、小島 義博、梅津 英明、関口 健一、佐藤 貴哉、細川 怜嗣、畠山 佑介(編著)、石本 茂彦、土屋 智弘、江口 拓哉、高谷 知佐子、田中 光江、秋本 誠司、江平 享、小山 洋平、二見 英知、眞鍋 佳奈、川村 隆太郎、埴 晋、佐伯 優仁、井上 淳、臼井 慶宜、岸 寛樹、園田 観希央、竹内 哲、

Client Alert

西本 良輔、川上 愛、増田 雅史、山口 健次郎、新井 朗司、
西尾 賢司、今仲 翔、田中 亜樹、喜多野 恭夫、石塚 司、
御代田 有恒、花村 大祐、パヌパン・ウドムスワンナクン、
岩澤 祐輔、小林 高大、プームパット・ウドムスワンナクン、
大段 徹次、齋藤 悠輝、福島 翔平、片野 泰世、シャハブ 咲季、
筑井 翔太、原田 昂、木内 遼、小坂 翔子、小林 花梨、紫垣 遼介、
鋤崎 有里、滝口 浩平、立元 寛人、逸見 優香、松尾 博美（著）

- 本
出版社
著者

『プラットフォームビジネスの法務』（2020年11月刊）
株式会社商事法務
岡田 淳、中野 玲也、古市 啓、羽深 宏樹、高宮 雄介、根橋 弘之、
松本 亮孝、上田 優介、小林 花梨、佐野 剛史、徐 由、竹内 星七、
服部 友哉、速水 悠、藤江 正礎、逸見 優香
- 論文
掲載誌
著者

「座談会 IR 責任者に聞く [上] [下]」
旬刊商事法務 No.2241/No.2242
澤口 実
- 論文
掲載誌
著者

「東南アジアにおけるテクノロジー企業への投資の実務と留意点」
旬刊商事法務 No.2243
小松 岳志、竹内 哲、湯田 聡、川端 遼
- 論文
掲載誌
著者

「実務問答会社法（45）簡易合併に関する諸問題」
旬刊商事法務 No.2243
邊 英基
- 論文
掲載誌
著者

「中国最新法律事情（245）『中国輸出禁止・輸出制限技術目録』の
修正」
国際商事法務 Vol.48 No.10
鈴木 幹太、水本 真矢（共著）
- 論文
掲載誌
著者

「＜コーポレート・ガバナンス報告書の分析＞2020年シーズンの
CGコードの開示（下）」
資料版商事法務 438号
太子堂 厚子、岡 朋弘、荻野 績、梅村 仁美、木内 遼、西村 智宏
（共著）

Client Alert

- 論文 「令和元年改正会社法②—立案担当者・研究者による解説と実務対応—」
掲載誌 別冊商事法務 No.454
著者 邊 英基
- 論文 「増大する輸出管理リスク～米中対立激化の中で～」
掲載誌 NBL No.1179
著者 玉木 昭久
- 論文 「コロナ禍における新たな資金調達の方法として注目 投資型クラウドファンディングに係る法規制と課題」
掲載誌 ビジネス法務 2020年11月号
著者 宮田 俊
- 論文 「テレワークを前提に「秘密情報」をどう管理する？ 情報管理規定整備のポイント」
掲載誌 ビジネス法務 2020年11月号
著者 大野 志保、松本 亮孝
- 論文 「著作権法、個人情報保護法の抵触リスクを検討する—従業員へのオンライン教育・研修実施に係る法的留意点」
掲載誌 ビジネス法務 2020年11月号
著者 田中 浩之、蔦 大輔、松本 亮孝
- 論文 「「ルール」「人」「技術」のバランスを意識した対策を テレワーク導入に伴う情報漏えいリスクと対処法」
掲載誌 ビジネス法務 2020年11月号
著者 田中 浩之、蔦 大輔
- 論文 「座談会 本年の実務と残された課題 ハイブリッド“出席型”バーチャル株主総会を検討する」
掲載誌 ビジネス法務 2020年12月号
著者 近澤 諒
- 論文 「企画内容の変更と旅行業者の責任」
掲載誌 別冊ジュリスト 消費者法判例百選【第2版】No.249
著者 野村 修也（共著）

Client Alert

- 論文 「2020年6月定時株主総会を振り返って（新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて）」
掲載誌 月刊監査役 No.714
著者 小林 雄介
- 論文 「コロナ渦における2020年6月総会を振り返って」
掲載誌 会計・監査ジャーナル 2020年10月号
著者 小林 雄介
- 論文 「「事業再編実務指針」の解説」
掲載誌 旬刊経理情報 No.1591
著者 白岩 直樹
- 論文 「「社外取締役の在り方に関する実務指針」の解説」
掲載誌 旬刊経理情報 No.1592
著者 白岩 直樹
- 論文 「改正対応！「実務に役立つ」「対話で学ぶ」個人情報保護法の基礎 第6回 公開情報は自由に利用していいの？（破産者情報の利用に関する命令事例に学ぶ）」
掲載誌 会社法務 A2Z 2020年10月号
著者 田中 浩之、北山 昇
- 論文 「改正対応！「実務に役立つ」「対話で学ぶ」個人情報保護法の基礎 第7回 名刺などにより取得した個人情報の利用」
掲載誌 会社法務 A2Z 2020年11月号
著者 田中 浩之、北山 昇
- 論文 「＜LEGAL FOCUS—法令要点—＞押さえておきたい！「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律」のポイント」
掲載誌 会社法務 A2Z 2020年10月号
著者 佐伯 優仁
- 論文 「失敗に学ぶ個人情報保護法対応 グローバル案件における失敗事例とその分析」
掲載誌 Business Law Journal 2020年11月号
著者 田中 浩之、根橋 弘之

Client Alert

- 論文 「<Robotics 法律相談室第 63 回>オンライン診療 ・ 服薬指導に関する法規制はどうなっているか」
掲載誌 日経 Robotics 2020 年 11 月号
著者 岡田 淳、真下 敬太（共著）
- 論文 「税理士のための合同会社の実務 第 8 回 組織再編・組織変更」
掲載誌 税務弘報 Vol.68 No.11
著者 安部 慶彦
- 論文 「アジア不動産開発 —現地デベロッパーの信用悪化に備えた、既存の合弁案件における対応策と新規取引にあたっての法的留意点—」
掲載誌 ARES 不動産証券化ジャーナル Vol.57
著者 川村 隆太郎、埴 晋
- 論文 「座談会 With コロナ時代のコンセッション」
掲載誌 ARES 不動産証券化ジャーナル Vol.57
著者 岡谷 茂樹
- 論文 「米国不動産投資におけるファイナンスの概説」
掲載誌 ARES 不動産証券化ジャーナル Vol.57
著者 小澤 絵里子、蓮本 哲（共著）
- 論文 「GDPR: Schrems II 判決が与えた衝撃と今後の展望」
掲載誌 海外投融資（JOI） Vol.29 No.5
著者 岡田 淳
- 論文 「ゲノム・遺伝子ビジネスの法的諸問題～ゲノム医療、遺伝子検査からゲノム編集まで～」
掲載誌 月刊 研究開発リーダー 第 174 号
著者 吉田 和央
- 論文 「テレワークに関する法的問題点（労働時間管理・セキュリティ）～新型コロナウイルス感染症の流行に伴うテレワークの増加を踏まえて～」
掲載誌 J.H.倶楽部
著者 田中 浩之、蔦 大輔、松本 亮孝

Client Alert

- 論文 「The Pharmaceutical Intellectual Property and Competition Law Review - Japan Chapter」
掲載誌 The Pharmaceutical Intellectual Property and Competition Law Review
著者 岡田 淳
- 論文 「Chambers Global Practice Guides Shareholders' Rights and Shareholder Activism 2020 - Japan Chapter」
掲載誌 Chambers Global Practice Guides Shareholders' Rights and Shareholder Activism 2020
著者 松下 憲
- 論文 「Chambers Global Practice Guides Banking & Finance 2020 – Japan Chapter」
掲載誌 Chambers Global Practice Guides Banking & Finance 2020
著者 青山 大樹、松田 悠希
- 論文 「The International Comparative Legal Guide to: Cybersecurity 2021 - Japan Chapter」
掲載誌 The International Comparative Legal Guide to: Cybersecurity 2021
著者 林 浩美

NEWS

<https://www.mhmjapan.com/ja/news/all/all/list.html>

- IFLR1000's thirtieth edition にて高い評価を得ました
当事務所と当事務所の 31 名の弁護士が以下のとおり高い評価を受けております。事務所のバンコクオフィス及びヤンゴンオフィスにおいても下記の分野で上位グループにランキングされ、各オフィスに所属する弁護士が高い評価を受けております。

分野

JAPAN

Tier 1

- ・ Banking
- ・ Capital markets : Debt
- ・ Capital markets : Equity
- ・ Capital markets : Structured finance and securitisation
- ・ M&A
- ・ Project development

Client Alert

- ・ Project finance

MYANMAR

Tier 2

- ・ Financial and corporate

THAILAND (Chandler MHM Limited)

Tier 1

- ・ Banking and finance
- ・ Project development

Tier 2

- ・ M&A

Tier 3

- ・ Capital markets : Debt
- ・ Capital markets : Equity

弁護士

Practice Area

JAPAN

- ・ Banking

Market Leader: 佐藤 正謙

Highly Regarded Lawyer: 諏訪 昇、小澤 絵里子、小林 卓泰、武川 丈士、
青山 大樹、根本 敏光

Notable Practitioner: 竹野 康造、丸茂 彰、植田 利文

- ・ Capital markets

Highly Regarded Lawyer: 武川 丈士

- ・ Capital markets -Debt

Highly Regarded Lawyer: 箱田 英子、安部 健介、鈴木 克昌、
トニー・グランディ

Notable Practitioner: 藤津 康彦

Rising Star: 田井中 克之

- ・ Capital markets -Equity

Highly Regarded Lawyer: 安部 健介、鈴木 克昌、尾本 太郎、
トニー・グランディ

Client Alert

- Capital markets -Structured finance and securitisation
Market Leader: 佐藤 正謙
Highly Regarded Lawyer: 諏訪 昇、小澤 絵里子、小林 卓泰、江平 享、
根本 敏光
- Capital markets -REIT
Highly Regarded Lawyer: 尾本 太郎、根本 敏光
- Energy & Infrastructure
Highly Regarded Lawyer: 小林 卓泰、武川 丈士
- Investment funds
Notable Practitioner: 三浦 健
- M&A
Highly Regarded Lawyer: 河井 聡、棚橋 元、石綿 学、大石 篤史、
松村 祐土、根本 敏光
Notable Practitioner: 丸茂 彰、戸嶋 浩二、篠原 倫太郎、内田 修平、
林 宏和、熊谷 真和、関口 健一、塩田 尚也
- Private equity
Highly Regarded Lawyer: 棚橋 元、石綿 学
Notable Practitioner: 林 宏和
- Project development
Highly Regarded Lawyer: 小林 卓泰
- Project finance
Highly Regarded Lawyer: 小林 卓泰、武川 丈士
- Restructuring & Insolvency
Highly Regarded Lawyer: 棚橋 元

THAILAND (Chandler MHM Limited)

- Banking
Market Leader: ジェッサダー・サワッディポン
Highly Regarded Lawyer: プラーニー・クリンラット、
スパトラー・サターポンナーノン、ジョセフ・ティスティウオン

Client Alert

- ・ Energy and infrastructure
Market Leader: ジェッサダー・サワッディポン
- ・ Project finance
Market Leader: ジェッサダー・サワッディポン
Highly Regarded Lawyer: プラーニー・クリンラット、
スパトララー・サターボンナーノン

Industry Sector

JAPAN

- ・ Automotive
Highly Regarded Lawyer: 江平 享
- ・ Banking
Highly Regarded Lawyer: 諏訪 昇
- ・ Energy
Highly Regarded Lawyer: 小林 卓泰、武川 丈士
- ・ Financial services
Highly Regarded Lawyer: 諏訪 昇
- ・ Insurance
Highly Regarded Lawyer: 河井 聡、江平 享
Notable Practitioner: 藤津 康彦
Rising Star: 田井中 克之
- ・ Investment management
Notable Practitioner: 三浦 健
- ・ Pharmaceuticals & Life Sciences
Highly Regarded Lawyer: 棚橋 元、諏訪 昇、河井 聡
- ・ Real estate
Highly Regarded Lawyer: 諏訪 昇、小澤 絵里子、尾本 太郎、江平 享、
根本 敏光
Notable Practitioner: 藤津 康彦
Rising Star: 田井中 克之

Client Alert

- Technology & Telecommunications
Highly Regarded Lawyer: 棚橋 元

THAILAND (Chandler MHM Limited)

- Energy
Market Leader: ジェッサダー・サワッディポン
Highly Regarded Lawyer: プラーニー・クリンラット、
スパトラー・サターポンナーノン
- Oil and gas
Market Leader: ジェッサダー・サワッディポン
- Natural resources
Highly Regarded Lawyer: スパトラー・サターポンナーノン
- Real estate
Highly Regarded Lawyer: プラーニー・クリンラット
- Utilities
Market Leader: ジェッサダー・サワッディポン

➤ Who's Who Legal: Thought Leaders にて高い評価を得ました

Who's Who Legal: Thought Leaders において、当事務所の 3 名の弁護士が下記の分野にて Thought Leader に選ばれました。

- Thought Leaders – Competition 2020
伊藤 憲二、宇都宮 秀樹
- Thought Leaders - Data - Information Technology 2020
Thought Leaders – Data – Information Technology 2020
小野寺 良文
- Thought Leaders - Data - Telecoms & Media 2020
小野寺 良文

➤ Who's Who Legal: Thought Leaders Global Elite - Competition 2020 にて高い評価を得ました

Who's Who Legal: Thought Leaders Global Elite - Competition 2020 において、当事務所の伊藤 憲二 弁護士が Thought Leader に選ばれました。

Client Alert

- Who's Who Legal: Thought Leaders Global Elite - Data 2020にて高い評価を得ました

Who's Who Legal: Thought Leaders Global Elite - Data 2020において、当事務所の小野寺 良文 弁護士が Thought Leader に選ばれました。

- 笠間 周子 弁護士が入所しました

(笠間 周子 弁護士からのご挨拶)

皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、森・濱田松本法律事務所にて執務させていただくことになりました、笠間 周子 (かさま ひろこ) と申します。

私は、2013年の弁護士登録以来、一貫して国内外のM&A、コーポレート・ガバナンス及び会社法関連訴訟に多数携わり、研鑽を積んでまいりました。ご依頼いただく方々の真意を正確に把握し、誠実に対応すると共に、合理的なアドバイスをご提供できるよう努めております。また、より幅広い知見を得るため、昨年よりニューヨーク大学に留学し、アメリカにおける契約実務及びコーポレート・ファイナンスを中心に学びました。

今後は、森・濱田松本法律事務所の一員として、これまでの経験を活かすとともに、さらに精進を重ね、皆様のお役に立てるよう最善を尽くす所存でございます。皆様におかれましては、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

- 当事務所の弁護士が経済産業省「令和元年度産業経済研究委託事業 兼業・副業の労働時間・健康管理に関する論点整理に向けた海外制度に関する調査」において報告書を提出しました

経済産業省が委託調査として実施した「兼業・副業の労働時間・健康管理に関する論点整理に向けた海外制度に関する調査」において、当事務所の弁護士（高谷知佐子、荒井 太一、大野 志保、田中 遼太郎、松本 亮孝、芝村 佳奈、澤 和樹、湯浅 哲、西村 良、小坂 翔子）が、フランス、ドイツ、イギリス及び米国における兼業・副業及びフリーランスに関する制度及び裁判例等に関する調査を行い、当該調査結果をまとめた報告書を提出しました。

- 内田 貴 弁護士が法制審議会 会長に就任しました

- 江口 拓哉 弁護士、臼井 慶宜 弁護士が神戸大学大学院法学研究科非常勤講師に就任しました

- 増島 雅和 弁護士が内閣官房 ブロックチェーン官民推進会合委員に就任しました

Client Alert

- 増島 雅和 弁護士が内閣官房 TrustedWeb 推進協議会 委員に就任しました
- 増島 雅和 弁護士が特許庁「大企業等によるオープンイノベーションを促進する知財戦略に関する研究」有識者委員会 委員に就任しました
- 梅津 英明 弁護士が国際法曹協会（IBA）のアジア大洋州議会が出版した『Doing Business in Asia Pacific』の編集代表（Head of the Coordination Committee）を務めました
- 増田 雅史 弁護士が一般社団法人 Public Meets Innovation 内「PMI Legal Community」パートナーに就任しました
- 堀尾 貴将 弁護士が日本医療研究開発機構（AMED）「人工知能等の先端技術を利用した医療機器プログラムの薬事規制のあり方に関する研究」検討会委員に就任しました
- 堀尾 貴将 弁護士が厚生労働省「再製造 SUD 基準策定等事業 再製造 SUD 推進検討委員会」委員に就任しました
- 羽深 宏樹 弁護士が東京大学公共政策大学院非常勤講師に就任しました

（当事務所に関するお問い合わせ）
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com